

商標権消滅後もロイヤルティを受領し続けた元商標権者の
損害賠償責任が認められなかった事例

—木久蔵ラーメン事件—

福岡地判令和5年6月8日令和3年(ワ)第2502号Westlaw Japan2023WLJPCA09086006

近畿大学 教授 諏訪野 大

◆事案の概要

1 Xは麺類等の製造、加工、販売等を目的とする株式会社である。

訴外A社は過去にXの子会社であった株式会社である。

Yはテレビ・ラジオ等の番組、映画・舞台の企画制作等を目的とする有限会社であり、Y代表取締役（Y代表者）は現在「林家木久扇」の芸名で活動する著名な落語家である。

「林家木久蔵」は落語家の名跡であり、Y代表者のかつての芸名である。現在は、Y代表者の息子が2代目の「林家木久蔵」として活動している。

2 訴外B社は昭和56年または57年ごろ、Yから許諾を受けて、「林家木久蔵」の商標（本件商標）を使用した生ラーメンの製造・販売を開始し、本件商標の使用料として1食当たり1円の対価をYに支払っていた。

YとB社は昭和60年4月ごろ、本件商標に関する契約条件を見直すこととし、B社がYに契約金180万円や1食当たり1円に小売価格の2パーセントを加えた金額の本件商標の使用料を支払うことで合意した。

Xは平成11年9月1日、B社との間で、B社が保有する「鬼が島の博多らーめん類」「木久蔵らーめん類」「ソウル冷麺類」「辛子たかな」「そうめん類」および「五島うどん類」の商標ならびに販売に関する権利を譲り受け、B社に対し、商標に関する権利の対価として1500万円、販売に関する権利の対価として500万円をそれぞれ支払う旨の営業権譲渡契約（本件営業権譲渡契約）を締結した。

Xは同日ごろから本件商標を使用した商品（本件商品）の製造・販売を開始し、Yに対し、1食当たり3.75円のロイヤルティを支払っていた。

3 Xは平成16年ごろ、本件商標の商標登録が存在しないことを知り、Yに対し本件商標の商標登録を申し入れた。これを受けて、Yは平成16年10月25日、本件商標の商標登録出願を行い、平成17年5月27日に商標原簿に登録された（商標登録第4867275号。本件商標権）。

Xは平成17年7月1日、Yとの間で商標専用実施権（筆者注：判決文ママ）設定契約と題する契約（本件契約）を締結し、YがXに対して本件商標について専用実施権（筆者注：判決文ママ）を許諾し、Xは本件商品を製造し、第三者に販売することができること（1条1項柱書き）、本件契約の実施期間は平成17年7月1日からの2年間とし、契約終了の3カ月前までに両当事者が更新拒絶の意思を書面で明らかにしない限り、本件契約は自動的に2年間更新されるものとし、その後も同様とすること（1条1項3号）、Yは本件契約の実施期間中、実施許諾がされた地域内で本件商標を本件契約で指定された商品に使用せず、第三者に対して使用を許諾しないことを約すること（1条2項）、Xは「商標使用権の対価」として、本件商品の正味販売食数に5円を乗じたロイヤルティを支払うこと（3条1号）等について合意した。他方で、本件契約において、本件商標権の存続期間が満了する際にYがその更新登録の申請をすべき旨の明示的な合意はなされなかった。

XはYに対し、本件契約締結までの間に支払っていたロイヤルティの返還を求めたことはなかった。

Yは平成17年12月7日、本件商標権の専用使用権をXに設定する旨の登録申請をした*1。

本件商標権は、平成27年5月27日、存続期間の満了を迎え、それにより商標登録が抹消された。

4 X、YおよびA社は、令和元年9月または10月ごろから、本件契約の内容を見直し、A社とYとの間で新たに契約（新契約）を締結する方向で、契約交渉を開始した。

Xは令和元年11月30日、「名跡使用契約書」と題する案文（新契約書案）を作成し、Yに送付した。新契約書案には本件契約にはあった本件商標の商標番号や商品区分の記載はなく、Yの管理する名跡を商標として使用することを許諾するとされ（1条1項）、ロイヤルティについては「名跡使用の対価」と明示されていた（5条1項）。

XとYとは、新契約についての交渉と併せて、本件商標に係る「使用権設定契約書（覚書）」（本件覚書）についての交渉を行い、X代表取締役C（X代表者）は令和2年2月26日、Y側交渉担当D弁護士に電子メールで本件覚書の案（本件覚書案）を送付した。本件覚書案には「登録出願番号：第2020-〇〇〇〇〇号」と本件商標について令和2年に商標登録を出願することを前提とした記載がされていたところ、D弁護士は同月27日、X代表者に対し、本件覚書に出願番号を記載するとなると、出願を先にしなければならなくなり、時間がかかることから、本件覚書案から同番号を削除し、その代わりに本件覚書の対象となる商標について新契約が定める商標であると明記することを提案するメールを送信した。

Xは少なくとも令和3年4月までの間、本件契約に基づくYへのロイヤルティの支払いを継続していた。

5 Xは令和3年6月18日、Yに対し、本件商標権が存続期間満了により消滅したことから、今後のロイヤルティの支払いを拒絶する旨の通知書（本件通知書）を送付した。本件通知書には、ロイヤルティは本件商標権使用の対価であるところ、本件商標権は存続期間が満了しているため、今後のロイヤルティの支払いを拒絶し、存続期間満了後に支払ったロイヤルティの返還を請求する旨が記載されていた。

Yは令和3年6月21日、本件商標の登録を再出願するとともに^{*2}、同月27日、本件契約を同月30日の経過をもって解除し、今後「林家木久蔵」「林家木久扇」の名跡や、Y代表者が創作したイラストの著作物を使用した麺類を製造または販売等することがあれば、法的措置も検討する旨の「御連絡」と題する書面（本件解除通知）を送付した。

XがYに対し、Yの債務不履行により生じた損害の賠償を求め、福岡地裁へ訴えを提起した。

争点は、（1）Yに本件商標権を存続させる本件契約上の義務があったか否か（争点1）、（2）本件解除通知の送付が

不法行為に当たるか否か（争点2）、（3）相当因果関係のある損害の有無およびその額（争点3）である。

◆判旨—請求棄却—

1. 争点1（Yに本件商標権を存続させる本件契約上の義務があったか否か）および争点3（相当因果関係のある損害の有無及びその額。ただし争点1に関連する部分に限る）について

「本件契約において、本件商標権の存続期間が満了する際にYがその更新登録の申請をすべき旨の明示的な合意は存在しない」

「X代表者は、令和2年2月26日に、D弁護士に対し、本件商標について令和2年に商標登録を出願することを前提とした本件覚書案を送付したことが認められ、この時点で、本件商標権が存続期間の満了により効力を失っていたことを認識していたというべきである。それにもかかわらず、Xは、令和3年6月18日に本件通知書をYに送付するまでの間、本件商標権が存続期間の満了により効力を失っていることを問題視せず、ロイヤルティの支払を継続していたのであるから、Xにおいても、Yが本件契約上本件商標権を存続させる義務を負っているとの認識を有していなかったというべきである（なお、この点に関し、X代表者は、本人尋問において、本件商標に係る商標登録が効力を失っていることを知ったのは令和3年5月である旨供述しているが、……認定事実を照らし、採用することはできない。）」

「Xは、平成11年9月1日、B社から本件商標に関する権利を譲り受け、Yに対し、1食当たり3.75円のロイヤルティの支払を開始したところ、本件商標は、同時点で、商標登録がされていなかったこと、Xは、平成16年頃、本件商標の商標登録が存在しないことを認識したものの、Yに対してそれまで支払っていたロイヤルティの返還を求めることはなく、かえってロイヤルティを1食当たり5円に増額する本件契約を締結したことが認められる。これらの事実を鑑みると、Xにおいて、Yから本件商標の使用の許諾を受けることを重視し、本件商標が登録されているか否かについては必ずしも重視していなかったとかがわれる。そもそも、本件商標は、著名な落語家であるY代表者の過去の芸名で、著名な名跡であることからすれば、こうした本件商標を無断で使用する行為はパブリシティ権侵害又は著名表示冒用行為（不正競争防止法2条1項2号）に当たり得る行為といえることができる。

そうすると、本件商標は、たとえ登録商標でなかったとしても、Y以外の者が自由に使用することのできる性質のもではなかったというべきであり、このことも踏まえて、Xが、Yから本件商標の使用の許諾を受けることを重視し、本件商標の登録の有無を重視していなかったとしても不自然ということではできない」

「Xは、本件商標について商標登録があることを前提としていたからこそ、本件営業権譲渡契約において1500万円という高額な対価を支払った旨主張する。しかし、既に述べたとおり、本件営業権譲渡契約の当時、本件商標について商標登録がされていないから、Xはその当時、本件商標が登録されているか否かについて確認していなかったとみられることに照らし、本件営業権譲渡契約において本件商標について商標登録があることを前提としていたとのXの主張を採用することはできない」

「本件契約において、Yに本件商標権を存続させる義務があったものと認めることはできない」

「仮に、Yに本件商標権を存続させるべき義務があったとしても、証拠上、本件商標権が存続期間満了により効力を失ったことによりXに何らかの損害や不都合が生じたとは認められず、少なくともYの債務不履行と相当因果関係のある損害は認められない」

「著名な落語家であるY代表者のかつての芸名で、著名な名跡である本件商標を無断で使用する行為は、Y代表者のパブリシティ権侵害又は著名表示冒用行為（不正競争防止法2条1項2号）に当たり得る行為であるといえるから、単に本件商標権が存続期間満了により効力を失ったからといって、直ちに対価を支払うことなく無断で本件商標を使用することが許されるわけではないというべきである」

「仮に、Yに本件商標権を存続させる義務があったとしても、本件契約上、ロイヤルティは本件商標の使用の対価であることは明らかであり、本件契約にロイヤルティの支払義務が明記されており、Xが既払であると主張する期間について、本件契約が有効に存続している（なお、Xは、本件契約の無効又は取消等の主張をしていない。）本件において、本件商標権が消滅したことによりロイヤルティを支払う義務まで当然に消滅すると解する法的根拠はない」

「仮に、Yが本件商標権を存続させる本件契約上の義務を負っていたとしても、Xはロイヤルティの支払義務を負う以上、Yの債務不履行とXの主張する損害との間に因果関係が

あるということは……できない」

「Yに本件商標権を存続させる本件契約上の義務があったとは認められず、この点を措くとしても、Yの同義務違反と相当因果関係のあるXの損害は認められない」

2. 争点2（本件解除通知の送付が不法行為に当たるか否か）について

「本件においては、本件商標の商標登録が存続期間満了により効力を失ったとしても、Yに対するロイヤルティの支払義務が当然に消滅すると解することはできない」

「Yが、このような基本的な債務の履行を拒絶する意思を明確に表明したXに対し、本件契約を解除した上で、無断で使用を継続すれば法的措置を採ることを検討する旨記載した本件解除通知を送付した行為が直ちに事実的、法律的根拠を欠くものであるとはいえず、社会通念上違法な行為であるということではできない」

◆評釈—結論賛成。理論構成に疑問—

1. はじめに

本事案は、本件商標「林家木久蔵」を使用した本件商品の販売のため、Yにロイヤルティを支払っていたXが、Yに対し、Yには本件商標の商標権を存続させる契約上の義務があったにもかかわらずこれを怠り、同商標権を期間満了により消滅させたうえ、消滅後もロイヤルティを受領し続けたとして、債務不履行による損害賠償請求権（民415条）に基づき、既払いのロイヤルティの額に相当する損害金などの支払いを求めたものである。

ネットを中心に報道され、社会的にも耳目を集めた^{*3}。

商標権消滅後に支払ったロイヤルティについては、不当利得返還（民703条）を、さらに受益者が悪意であれば利息を付しての返還、なお損害があるときは損害賠償（民704条）を請求することも考えられるが、Xがなぜあえて債務不履行を主張したのかは判決文からは明らかではない。

本判決は、特に新たな理論構成は採用しておらず、事例判決と解されるが、非常に有名な落語家の名跡のような場合、商標権消滅後もパブリシティ権や著名表示冒用行為（不正競争2条1項2号）に基づくロイヤルティ支払義務が消滅しない旨述べたことは今後の同種の事案に対して影響を与えるものとして位置づけられる。

本稿では、本件の中核である争点1に焦点を絞る。

2. Yに本件商標権を存続させる本件契約上の義務があったか否か(争点1)について

(1) 商標権更新登録義務の有無

本件契約において、本件商標権の存続期間が満了する際にYがその更新登録の申請をすべき旨の明示的な合意は存在しないことが認められている。明示的な合意がなければ更新登録義務が発生しないのかどうか問題となる。

契約で別段の定めがある場合を除き、更新登録義務はないと解されている^{*4}。

ただし、自動更新とされている本件契約のように、専用使用権の存続期間が商標権の存続期間より長期になる場合、更新登録がなされなければ、専用使用権者は商標を独占的に使用できず、その後同一商標を登録した第三者から差止めや損害賠償を請求される危険があり、商標権者に黙示または信義則上の更新登録義務があることを示唆する見解がある^{*5}。

他方、このような危険を避けるため、契約において更新登録申請義務を定めるべきであるとする見解もある^{*6}。黙示または信義則上の更新登録義務がないことを前提にしなければ、このような見解にはならないであろう。

更新登録制度の趣旨は、商標に化体された信用を保護することを目的とするのであるから、存続期間を限る必要はなく、むしろ存続期間を限ることは長年にわたる商標の使用の結果として蓄積された信用を保護するという立法趣旨と根本的に相反する。しかし、であるからといって、何らの制限なしに一度設定された商標権が永久に存続するということは、第一に権利者がもはや業務の廃止その他の理由によりその商標権の存続を希望しなくなったような場合に、第二にその商標が時代の推移とともに反公益的な性格を帯びるようになった場合に、第三に長期間にわたって使用されていない大量の登録商標が存在し続けることによって商標制度の本来の趣旨を逸脱するような事態となる場合等に不当な結果を招くことは明らかである。そこで、商標権の存続期間を10年とし、必要な場合は何回でも存続期間を更新することができる旨を定めて、前に述べた3つの問題を解決しつつ権利の永続性という商標権の持つ本質的な要求を満足させている^{*7}。

更新登録はあくまでも「できる」ものであり(商標19条2項)、商標権者の義務ではない。

そして、更新登録の申請は商標権者のみができるものであり、使用権者や質権者などの利害関係を有する者であってもすることができない^{*8}。

Xは、本件商標の商標登録が存在しないことを認識し、Yに対し、本件商標の登録出願を申し入れ、登録後にX自身が専用使用権者となっている。当然、Xは更新登録制度も知っており、非常に有名な名跡であることから更新登録が当然なされるという期待を有していたことがうかがえる。

しかし、更新登録は商標権者の専権で行われるものであるから、このような期待が法的効力を持つことはなく、更新登録義務をXが負っていたとすることはできない。

自動更新された本件契約により専用使用権の存続期間が商標権の存続期間より長期になったことに基づきYに黙示または信義則上の更新登録義務があるとする見解に立つとしても、Xはその点につき何ら主張立証をしておらず、同義務の存在根拠を一切示していない。

したがって、更新登録義務をYは有していないとした判旨は妥当である。

(2) パブリシティ権侵害と著名表示冒用行為該当性

本判決は、「著名な落語家であるY代表者のかつての芸名で、著名な名跡である本件商標を無断で使用する行為は、Y代表者のパブリシティ権侵害又は著名表示冒用行為(不正競争防止法2条1項2号)に当たり得る行為であるといえるから、単に本件商標権が存続期間満了により効力を失ったからといって、直ちに対価を支払うことなく無断で本件商標を使用することが許されるわけではないというべきである」として、Xのロイヤルティ支払義務が存続する旨を導く。

しかし、「当たり得る」程度で商標権消滅後の本件商標の自由な使用が認められずとすれば、あまりにも予見可能性を狭め、営業の自由を萎縮させることになり妥当ではない。パブリシティ権侵害および著名表示冒用行為該当性の有無を明確に判示すべきである。

まず、パブリシティ権について、ピンク・レディー事件最高裁判決(最一判平成24年2月2日民集66巻2号89頁)は、「顧客吸引力を排他的に利用する権利(以下『パブリシティ権』という。)は、肖像等それ自体の商業的価値に基づくものであるから、……人格権に由来する権利の一内容を構成するものといえることができる。他方、肖像等に顧客吸引力を有する者は、社会の耳目を集めるなどして、その肖像等を時事報道、論説、創作物等に使用されることもあるのであって、その使用を正当な表現行為等として受忍すべき場合もあるというべきである。そうすると、肖像等を無断で使用する行為は、①肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使

用し、②商品等の差別化を図る目的で肖像等を商品等に付し、③肖像等を商品等の広告として使用するなど、専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするといえる場合に、パブリシティ権を侵害するものとして、不法行為法上違法となる」と判示した。

本件商標「林家木久蔵」に顧客吸引力があることに異論はないであろう。本件商標を使用したラーメン類の製造・販売は最高裁判決が示す②類型に該当すると解される。

本判決は「林家木久蔵」のパブリシティ権者をY代表者とすが、平成27年5月27日の商標権消滅時点で、林家木久蔵はすでに2代目となっており^{*9}、初代であるY代表者ではない。この時点で「林家木久蔵」のパブリシティ権を有しているのは2代目とも考えられる^{*10}。

他方、Y代表者は現在、林家木久蔵として活動していても、初代である以上、「林家木久蔵」の顧客吸引力について全く有しないと断言できない状況があると思われる。

したがって、「林家木久蔵」のパブリシティ権の保有者は2代目あるいは初代であるY代表者、またはその両者であるのか判然としない。また、Y代表者はYの代表取締役であり、2代目もYに所属する落語家ではあるが、Y自体はパブリシティ権者ではない。Yが「林家木久蔵」のパブリシティ権について独占的使用許諾を受けている関係があるなどの認定がなければならないであろう。

本判決では誰のパブリシティ権がどのように侵害されるのか、Yが侵害を主張できる立場であるのかなど不明な点が残っており、Xのロイヤルティ支払義務存続を根拠づける理由としては不足しているといえる。

次に、著名表示冒用行為について検討を行う。

本件商標は商品等表示に該当する（不正競争2条1項1号括弧書き、同条2項）。

著名とは、通常の経済活動において、相当の注意を払うことによりその表示の使用を避けることができる程度にその表示が知られていることが必要であり、具体的には全国的に知られているようなものが想定されている^{*11}。

本件商標の商標権消滅時点で、林家木久蔵はすでに2代目となっていた。テレビ番組にレギュラー出演していたのはY代表であり、林家木久蔵の著名性が認められる可能性は高い一方、2代目が著名といえるかどうかは検討が必要となる。

Y代表者が初代であった時代には「林家木久蔵」が著名であったと認められ、2代目襲名時における著名表示冒用行為

に係る差止請求権を行使しうる地位の譲渡の可否という問題に帰着する。この検討にあたっては、混同惹起行為（不正競争2条1項1号）に係る差止請求権を行使しうる地位の譲渡に関する議論が参考になろう。

この点に関し最も有名なバター飴容器事件（札幌高決昭和56年1月31日無体裁集13巻1号36頁）では地位の譲渡が認められなかったが、他方で地位の譲渡を認めた裁判例も少なくない。

周知標章「山形屋」を使用する個人商店から法人成りした合資会社が解散し、同標章を含む一切を事実上承継して設立された株式会社（東京地判昭和40年2月2日判時409号39頁〔山形屋事件〕）、天ぷら専用粉「花ころも」（周知商標）の製造・販売部門を独立させ、製造・販売に要する設備一切および仕入先、得意先を引き継いだ別会社（東京高判昭和48年10月9日無体裁集5巻2号381頁〔花ころも事件〕）、葬儀請負部門等3部門を有する「株式会社公益社」（周知商号）から各部門を分離独立して別の法人組織とし、葬儀請負部門の人的、物的施設を含む営業全部が譲渡された新「株式会社公益社」（大阪地判昭和53年6月20日無体裁集10巻1号237頁〔公益社事件〕）、「少林寺拳法」を周知にした宗教法人から同拳法普及に関する一切の事業をそのまま承継した社団法人（大阪地判昭和55年3月18日無体裁集12巻1号65頁〔少林寺拳法事件〕）、周知標章「AFTO」を使用して行っていた水産物および青果物等の集荷、配送業務等の営業譲渡を他社から受けた株式会社（東京地判平成15年6月27日判時1839号143頁〔AFTO事件〕）などがある。

これらは、法人成りや法人の組織変更のように主体の実質的変更がない、あるいは周知商品等表示を含む営業・事業の譲渡が行われた事案であり、このような場合は学説も異論なく地位の譲渡を認める^{*12}。

初代から2代目への襲名が、法人成りや法人の組織変更のように主体の実質的変更がない、あるいは周知商品等表示を含む営業・事業の譲渡の場合と同様に考えられるかが問題となる。

2代目が林家木久蔵として高座に上がり、芸を披露する一方、初代であるY代表者が林家木久蔵と称し、本件商標を一切使用しない以上、商品等表示を含む営業・事業の譲渡の場合に該当すると解されよう。

周知性要件が満たされるためには、表示が識別している主体が誰なのか知られている必要はないとされており^{*13}、著

名性要件についても同様に考えるべきである。

仮に「林家木久蔵」と聞いて現在においてもなお多くの人が2代目ではなく初代であるY代表を想起したとしても、商品等表示は、パブリシティ権と異なり、人格権に由来するものではないから、主体の変更は著名性に影響しない。

Y代表者が芸名を林家木久扇に変更した後、レギュラー出演をしていたテレビ番組で本件商標が使用されなかったことから、著名性が維持できているか検討の余地があるかもしれない。ただし、本件商標は落語関係者、ファン、落語家を宣伝に起用したい企業などには広く認識されていると考えられ、周知性を有していると認められる可能性が非常に高い。

著名性がないとしても、許諾なく本件商標を使用することは周知性の及ぶ範囲で混同惹起行為が認められよう。

3. おわりに

本判決がXの損害賠償請求を棄却した結論は妥当である。しかし、本件商標の商標権消滅後にその使用が自由とはならないことの根拠として挙げるパブリシティ権侵害や著名表示冒用行為について、これらに「当たり得る」程度でロイヤルティの支払義務を認めた点や具体的に本件商標の使用がこれら違法行為に該当するか否かを検討せず結論を出した点には疑問が残る。

本事案とは離れるが、商標権者と専用使用権者との関係について、商標権放棄の場合は専用使用権者の承諾が必要であ

る（商標34条の2）。以前は特許法97条1項を準用していたが、同項から通常実施権者が削除されたことにより、令和3年改正で新設された。したがって、専用使用権者については、現在でも特許法97条1項における専用実施権者の趣旨が当てはまる。

本来特許権の放棄は自己の利益を放棄するのであるから、その特許権者の自由意思に任せるべき行為である。しかし、その特許権について専用実施権が設定されている場合は、その放棄によって専用実施権者が不利益を被るおそれがあるため、制限を加えたものである^{*14}。

存続期間を法が定め、商標権設定登録時にその満了時が明確となっている。更新登録をしないことは手間と時間、コストをかけて取得した商標権を失うことであり、自己の利益の放棄の一種とも捉えられるため、商標権者の自由意志に任せるべき行為である。

更新登録がされなければ専用使用権者にとって不利益が生じるとも見えるが、存続期間満了時を承知のうえで設定契約を締結するのであり、契約に更新登録義務が定められている場合を除き、更新登録されないことをもって専用使用権者が不測の不利益を被るということにはならない。

したがって、放棄と更新登録をしないことを同列には扱えず、更新登録義務を導き出すためには契約に同義務を定めること以外にはないと解される。

(すわのおおき)

※1) 平成17年12月9日に専用使用権設定登録申請書(契約・許諾)の登録記録がなされている。

※2) 同日、Yは「林家木久扇」「林家木久蔵ラーメン」の各商標の登録出願も行っている。令和4年2月4日に「林家木久蔵」(商登6509266)、「林家木久扇」(商登6509267)が、同年3月31日に「林家木久蔵ラーメン」(商登6538363)が登録された。

※3) たとえば、企業法務ナビ「林家木久蔵ラーメン訴訟、商標権切れでもパブリシティ権を侵害と判断」<https://www.corporate-legal.jp/news/5428>。

※4) 小野昌延・三山峻司編『新・注解商標法(上巻)』(青林書院・2016)952頁〔松村信夫〕。

※5) 小野・三山編・前掲注4)952頁〔松村〕。

※6) 大阪弁護士会知的財産法実務研究会編『知的財産契約の実務 理論と書式 意匠・商標・著作編』(商事法務・2022)132頁。

※7) 特許庁編『工業所有権法(産業財産権法)逐条解説〔第22版〕』(発明推進協会・2022)1625頁。

※8) 特許庁編・前掲注7)1626頁。

※9) 木久扇への変更および2代目木久蔵襲名は平成19年9月である(<https://www.toyota-art.jp/>林家木久扇-ブ

ロフィール、<https://www.toyota-art.jp/>林家木久蔵-ブ
ロフィール)。

※10) 「林家木久蔵」の再出願は、商標法3条1項柱書きおよび4条1項8号違反で1度拒絶されている。後者について拒絶理由通知書は『「林家木久蔵」(本名:豊田宏寿)の文字よりなるものであり、かつ、その者の承諾を得たものとは認められません』とし、承諾者を2代目としている(初代の本名は豊田洋)。

※11) 経済産業省知的財産政策室編『逐条解説 不正競争防止法 令和6年4月1日施行版』(経済産業省ウェブサイト <https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/Chikujou.pdf>・2024)85頁。

※12) 中山信弘「不正競争防止法上の保護を受ける地位の譲渡可能性」小野昌延先生還暦記念論文集『判例不正競争法概説〔第2版〕』(有斐閣・2003)196頁、小野昌延編『新・注解不正競争防止法〔第3版〕(上巻)』(青林書院・2012)284頁〔三山峻司〕。

※13) 田村・前掲注12)197頁、小野編・前掲注(12)284頁〔三山〕。

※14) 特許庁編・前掲注7)329頁。